

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月6日
【会社名】	株式会社ソフトフロントホールディングス
【英訳名】	Softfront Holdings
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目17番3号
【電話番号】	代表 03(6550)9270
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R・法務担当 五十嵐 達哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目17番3号
【電話番号】	代表 03(6550)9270
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R・法務担当 五十嵐 達哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式、新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>(株式)</p> <p>その他の者に対する割当 200,004,000円</p> <p>(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)</p> <p>その他の者に対する割当 200,000,000円</p> <p>(第10回新株予約権証券)</p> <p>その他の者に対する割当 1,544,400円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 802,344,400円</p> <p>(第11回新株予約権証券)</p> <p>その他の者に対する割当 5,605,600円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 806,405,600円</p> <p>(注)1. 本募集は平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づき、株式、新株予約権付社債及び新株予約権を発行するためのものです。</p> <p>(注)2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,428,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。

(注) 1. 平成30年4月6日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,428,600株	200,004,000	100,002,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,428,600株	200,004,000	100,002,000

(注) 1. 第三者割当の方法により株式会社大洋システムテクノロジー(以下、「大洋システムテクノロジー社」という。)に全額を割り当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、100,002,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
140	70	100株	平成30年4月23日	-	平成30年4月23日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室	東京都千代田区永田町二丁目17番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂二丁目5番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ソフトフロントホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金200,000,000円(新株予約権20個)
各社債の金額(円)	金10,000,000円
発行価額の総額(円)	金200,000,000円
発行価格(円)	本社債の金額100円につき金100円。 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率2.0%(固定)
利払日	毎年3月31日及び9月30日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、平成30年9月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下、「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下、「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。 2. 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。 3. 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。 4. 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年5.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。 5. 利息の支払場所 株式会社ソフトフロントホールディングス 東京都千代田区永田町二丁目17番3号
償還期限	平成32年4月23日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 満期償還 本社債は、平成32年4月23日(償還期限)にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。 2. 繰上償還 当社は、平成30年4月23日以降いつでも、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者(以下、「本新株予約権付社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。 3. 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日に弁済の提供がなされなかった場合、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年5.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。

	<p>5．買入消却</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。</p> <p>6．償還金支払事務取扱場所（償還金支払場所）</p> <p>株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室 東京都千代田区永田町二丁目17番3号</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に全額を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成30年4月23日
申込取扱場所	株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室 東京都千代田区永田町二丁目17番3号
払込期日	平成30年4月23日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	<p>1．当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2．第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が「償還の方法」欄記載の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3．本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5. 取得格付

格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項で定義される。)で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、140円とする。なお、転換価額は第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 時価下発行による転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価(本項第(2)号に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づき新株式を発行する場合、下記ロの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合 調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合(平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づく新株予約権及び当社又は当社の完全子会社若しくは孫会社の役員に対してストックオプションとして付与される新株予約権を発行する場合を除く。)調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(2) 時価下発行による転換価額調整式の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所「JASDAQグロース市場(以下、「JASDAQ」という。))における当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、時価下発行による転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(4) 本項第(1)号 乃至第(3)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2. 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年4月23日から平成32年4月23日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室 東京都千代田区永田町二丁目17番3号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日(平成30年4月6日)時点における当社発行済株式総数(22,284,620株)の10%を超えることとなる場合の、10%(2,228,462株)を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできないものとする。 2. 各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本欄に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。但し、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本転換社債型新株予約権の新株予約権者に対して当該転換社債型本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項と同様の調整に服する。 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p>
---------------------------------	---

	<p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本欄の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計20個の新株予約権を発行する。

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本転換社債型新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出しなければならない。

(2) 本項に従い、行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、行使請求を行った者は、これを撤回することはできない。

3. 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生時期

(1) 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力は、上記2「本転換社債型新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達した日に発生する。

(2) 本転換社債型新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本転換社債型新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等により、本転換社債型新株予約権発行要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

5【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

6【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	572個(新株予約権1個につき10,000株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	1,544,400円
発行価格	新株予約権1個につき2,700円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.27円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月23日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室 東京都千代田区永田町二丁目17番3号
払込期日	平成30年4月23日
割当日	平成30年4月23日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂二丁目5番1号

(注) 1. 第10回新株予約権証券(以下、「第10回新株予約権」という。)は、平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第10回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 第10回新株予約権の募集は第三者割当の方法により、大洋システムテクノロジー社に対して全額を割り当てます。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第10回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,720,000株とする（第10回新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は10,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、第10回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の第10回新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第10回新株予約権の保有者（以下、「第10回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第10回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、140円とする。但し、本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第10回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づき新株式を発行する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づく新株予約権及び新株予約権付社債並びに当社又は当社の完全子会社若しくは孫会社の役職員に対してストックオプションとして付与される新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、第10回新株予約権を行使した第10回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第10回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	802,344,400円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第10回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年4月23日から平成32年4月23日(但し、平成32年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために第10回新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、第10回新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室 東京都千代田区永田町二丁目17番3号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂二丁目5番1号
新株予約権の行使の条件	1. 第10回新株予約権の割当日から()6か月を経過した日までは全ての第10回新株予約権について権利行使できないものとし、()1年を経過した日までは第10回新株予約権のうち358個については権利行使できないものとする。但し、当社が第10回新株予約権者に対して第10回新株予約権の権利行使を行使回数及び行使時期等を記載した書面により要求した場合はこの限りでない。 2. 第10回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該第10回新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各第10回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	第10回新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により第10回新株予約権を取得する旨及び第10回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる第10回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第10回新株予約権1個につき第10回新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第10回新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第10回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第10回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編対象会社」と総称する。)は以下の条件に基づき第10回新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第10回新株予約権の新株予約権者が保有する第10回新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 第10回新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 第10回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第10回新株予約権を行使請求しようとする第10回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった第10回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 第10回新株予約権の行使の効力発生時期

第10回新株予約権の行使請求の効力は、上記1「第10回新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ(2)当該第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

3. 第10回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、第10回新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、第10回新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記の他、第10回新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 第10回新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

7 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	572個(新株予約権1個につき10,000株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	5,605,600円
発行価格	新株予約権1個につき9,800円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.98円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月23日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室 東京都千代田区永田町二丁目17番3号
払込期日	平成30年4月23日
割当日	平成30年4月23日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂二丁目5番1号

- (注) 1. 第11回新株予約権証券(以下、「第11回新株予約権」という。)は、平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第11回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 第11回新株予約権の募集は第三者割当の方法により、マイルストーン社に対して全額を割り当てます。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第11回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,720,000株とする（第11回新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は10,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、第11回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の第11回新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権の保有者（以下、「第11回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第11回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、140円とする。但し、本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第11回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づき新株式を発行する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(平成30年4月6日開催の当社取締役会決議に基づく新株予約権及び新株予約権付社債並びに当社又は当社の完全子会社若しくは孫会社の役職員に対してストックオプションとして付与される新株予約権を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、第11回新株予約権を行使した第11回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	806,405,600円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第11回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金第11回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年4月23日から平成32年4月23日(但し、平成32年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために第11回新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、第11回新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ソフトフロントホールディングス グループ業務推進室 東京都千代田区永田町二丁目17番3号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂二丁目5番1号
新株予約権の行使の条件	1. 第11回新株予約権の行使により、行使に係る第11回新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、第11回新株予約権の発行決議日(平成30年4月6日)時点における当社発行済株式総数(22,284,620株)の10%(2,228,462株)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。 2. 第11回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該第11回新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各第11回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	第11回新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により第11回新株予約権を取得する旨及び第11回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる第11回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第11回新株予約権1個につき第11回新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する第11回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第11回新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第11回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第11回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編対象会社」と総称する。)は以下の条件に基づき第11回新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第11回新株予約権の新株予約権者が保有する第11回新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 第11回新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 第11回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第11回新株予約権を行使請求しようとする第11回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった第11回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 第11回新株予約権の行使の効力発生時期

第11回新株予約権の行使請求の効力は、上記1「第11回新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ(2)当該第11回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

3. 第11回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、第11回新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、第11回新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記の他、第11回新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 第11回新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,008,754,000	23,700,000	1,985,054,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（200,004,000円）、本新株予約権付社債の発行価額（200,000,000円）、第10回新株予約権の払込金額の総額（1,544,400円）に第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（800,800,000円）を合算した金額及び第11回新株予約権の払込金額の総額（5,605,600円）に第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（800,800,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価・その他アドバイザー業務費用13,450,000円、登記関連費用7,400,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用等）2,850,000円となります。
4. 第10回新株予約権及び第11回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」という。）の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額（百万円）	支出予定時期
借入金返済	200	平成30年4月
運転資金	405	平成30年4月～平成31年3月
ボイスコンピューティング事業開発資金	400	平成30年4月～平成33年3月
ボイスコンピューティング事業開発のためのM&A等の資金	980	平成30年6月～平成32年4月

<具体的な使途について>

借入金返済：200百万円

平成30年3月30日付で割当予定先のマイルストーン社から人件費に係る運転資金として借り入れた借入金200百万円の返済に充当いたします。

運転資金：405百万円

当社が進めている現在の「コミュニケーション・プラットフォームの提供」及び「ネットとリアル融合」に係る事業においては、新たなソフトウェア関連サービスや製品に関する取組みが多く、収益拡大には一定の時間を要している状況にあります。これらの既存事業やボイスコンピューティング事業が軌道に乗るまでの期間の、主に開発/営業/間接業務に係る人件費等に係る運転資金として、405百万円を想定しております。

ボイスコンピューティング事業開発資金：400百万円

新たなサービスとして期待されるボイスコンピューティング（注4）分野の研究開発に要する費用として400百万円を想定しております。研究開発においては、AI技術、スマート・スピーカーの応用開発技術及び多点間コミュニケーション技術を重点テーマとして、3年間に渡って3種類の異なるソフトウェア開発を進めることを予定しており、主な内訳としては、ソフトウェア開発に係る人件費：364百万円、機器等諸経費：36百万円となります。なお、開発項目の優先度や開発内容につきましては、最新時点における市場動向や需要を見極めながら慎重かつ柔軟に判断し、適切に資金を充当してまいります。

ボイスコンピューティング事業開発のためのM&A等の資金：980百万円

ボイスコンピューティング事業開発は、複数の最先端技術分野を取り扱う必要があり、必ずしも現在の当社グループが全ての技術分野に精通している訳ではないため、当社グループのみで当該事業開発を行うには相応の時間が必要となることを見込まれます。また、研究開発の成果の販売を成功につなげるためには、早期に顧客を獲得する必要もあります。ビジネスチャンスを早く捉え、事業開発を迅速に進めるためには、既に技術資産や顧客資産を有する企業を対象としたM&A等を併用することが得策と考え、現時点においては買収又は出資の投資規模として980百万円を想定しております。

なお、M&A等については、現時点で決定した案件はありませんが、上記資金により2社程度の買収又は出資を行うことを予定しております。これは、当社のこれまでのM&Aの実績から、主に人的・金銭的リソースの観点で、小規模な案件を多数扱うよりも、少数の大規模な案件を扱う方が効率が良いと判断していることによります。

支出は各M & A等の案件の進捗に応じて、段階的に行われることとなります。現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難ですが、具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。また、M & A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM & A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

- (注) 1. 本新株予約権の行使による調達額につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初の計画どおりに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。
2. 本転換社債型新株予約権の発行により得た資金は、借入金返済に充当いたします。また、本新株式の発行により得た資金は、当社の財務状況や市場動向に応じて、運転資金又はボイスコンピューティング事業開発資金に適切に配分し、充当することを予定しております。更に本新株予約権の発行及び行使により得た資金は、当社の財務状況、市場動向、M & A等の案件の獲得状況に基づき、運転資金、ボイスコンピューティング事業開発資金又はボイスコンピューティング事業開発のためのM & A等の資金に適切に配分して充当することを予定しております。
3. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
4. ボイスコンピューティング
機器の処理能力向上及びネットワークの高速化・大容量化を背景に、高度化された音声認識技術・自然言語解析技術・AI技術等を利用することで、サービスやアプリケーションのユーザ・インタフェースとして音声を用いることを可能とする技術をいいます。手による入力動作が不要なため、ユーザの利便性を高め、新たなユーザ・インタフェースによる今までになかった新たな形のサービスの出現も期待されております。なお、昨今普及し始めているスマート・スピーカーは、ボイスコンピューティング技術を活用した一例です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による本新株式、本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集とともに、平成30年4月6日開催の当社取締役会において、当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対する第三者割当の方法による第12回新株予約権の募集を決議しております。

当該募集の概要は以下のとおりです。

< 第12回新株予約権証券 >

(1) 新株予約権の総数	9,340個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式934,000株（1個当たり100株）
(3) 発行価格	新株予約権1個につき100円
(4) 発行価額の総額	934,000円
(5) 募集の方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	平成30年4月22日
(7) 払込期日	平成30年4月23日
(8) 割当日	平成30年4月23日
(9) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額	1株当たり155円
(10) 行使期間	平成30年10月23日から平成40年4月22日までとします。
(11) 増加する資本金及び資本準備金の額	本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
(12) 割当予定先	当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 株式会社大洋システムテクノロジー

a. 本新株式及び第10回新株予約権割当予定先の概要

名称	株式会社大洋システムテクノロジー
本店の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
代表者の役職及び氏名	代表取締役会長兼社長 <small>(4/23)</small> 敬如
資本金	50百万円
事業の内容	情報処理サービス・機械設計業
主たる出資者及びその出資比率	<small>(4/23)</small> 敬如45.58%、株式会社大洋商事42.51%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	資本業務提携に伴い、当社の定時株主総会での選任決議を条件に、割当予定先から取締役2名を受け入れる予定であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

a. 本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(注)
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社は平成30年3月30日に割当予定先から運転資金として200百万円を借り入れております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(平成21年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

本新株式、本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行(以下、総称して「本資金調達」という。)における割当予定先を選定した理由は以下のとおりであります。

株式会社大洋システムテクノロジー

大洋システムテクノロジー社を今回の本新株式及び第10回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

当社グループは、長年の技術開発により、音声や映像のメディア処理やIP電話のコア技術を保有しており、コミュニケーション・プラットフォームを通信事業者や国内大手メーカーに提供してまいりました。ネットワークコミュニケーション領域における技術革新のスピードは非常に速く、それに伴って市場の変化も非常に激しくなっております。昨今は音声アシスタント端末の普及によりボイスコンピューティング関連の市場が活況を呈しており、今後数年間で更なる市場規模の拡大が予想されております。当社はこの市場環境を当社グループのコア技術を生かして事業拡大をする千載一遇のチャンスととらえ、ボイスコンピューティング事業において、積極的かつ大規模な研究開発投資を行って新しいテクノロジーを創出しつつ、新しい製品・サービスを提供することにより、収益の拡大を図ることを目指しております。

もっとも、当社グループは近年の業績の低迷が影響して投資できる資金や人的リソースが十分ではない状況にあります。そのような状況において、当社は、当社に対して資金を拠出し、また、当社グループのコア技術等を理解し、当社と共同で研究開発等を行っていただけるような長期的視野で協業し得る業務提携先を模索しておりました。その中で、株式会社東京スター銀行から、長年、組込みシステムや情報システムの開発に携わってきた豊富な実績があり、最近ではRPA(Robotic Process Automation)による業務自動化のコンサルティングや介護事業者向けシステム開発の事業に力を注いでいる大洋システムテクノロジー社の紹介を受けました。

当社は、大洋システムテクノロジー社との間で協議を重ね、最終的にボイスコンピューティング事業に進出し、取り扱う事業分野の拡大と収益の拡大を目指していた大洋システムテクノロジー社との間で合意に至ったことから、大洋システムテクノロジー社と資本業務提携(以下、「本資本業務提携」という。)を行うこととなりました。

今回の業務提携は、次の分野における業務提携を進めていく予定であります。

）ボイスコンピューティング事業開発

新たなサービスとして期待されるボイスコンピューティング分野の研究開発を進め、コミュニケーション・プラットフォームの新たなコア技術を確立して、業務自動化支援を中心とした様々な分野への提供を行ってまいります。

）ボイスコンピューティング事業開発実現のためのM & A等の情報交換

ボイスコンピューティング事業においては、音声認識技術・自然言語解析技術・AI技術等、様々な技術要素が必要となります。現時点において、当社は全ての技術を保有している訳ではなく、ボイスコンピューティング事業開発を加速・成功させるためには、ボイスコンピューティングに関連する技術力をもったベンチャー企業の買収、販売力を有する企業の買収などM & A等を行うことが有効であると判断しており、そのための情報交換を行ってまいります。

また、当社は、大洋システムテクノロジー社との業務提携を盤石なものとするため、同社に資本提携としての新株式と状況に応じて出資比率を柔軟に対応できる新株予約権の組み合わせで引受けていただくこととし、同社を本新株式及び第10回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

当社は、この度の本資本業務提携により、当社のコア技術を創出する強みと大洋システムテクノロジー社及びその属するグループ全体の潤沢な資金力と人的リソースの強みを組み合わせ、ボイスコンピューティング事業を進めていくことで、両社の成長につながると期待しております。

なお、本資本業務提携に伴い、当社は、平成30年6月開催予定の定時株主総会において、大洋システムテクノロジー社の指名する者2名を当社取締役候補者とする議案を上程し、当該定時株主総会の承認を条件として、当該2名を当社取締役として受け入れる予定であります。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

マイルストーン社を今回の本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

当社事業の進捗を図るため必要となる継続的な資金調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。当社は、本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、()純投資であることの表明と実際に純投資実績を有することに加えて、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、()既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないよう市場株価に留意しつつ新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使を行うこと、()株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、()環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと、()先買権のような将来のファイナンスに制約をもたらす可能性のある条件を一切付さないことを重視し、選定を進めました。またそれと同時に、適時に必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、マイルストーン社に対して本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業約40社で第三者割当による新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権付社債及び新株予約権は主に転換価額又は行使価額と目的株式数が固定された新株予約権付社債及び新株予約権であり、実質的に転換又は行使可能となるのは発行会社の株価が転換社債型新株予約権付社債の転換価額又は新株予約権の行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が行使価額又は転換価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による転換社債型新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていると考えられます。したがって、マイルストーン社を本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先として選定することは、株価の推移次第ではありますが、資金確保を図るといふ本資金調達の目的に合致するものと考えております。また、第11回新株予約権は、一定の条件下で当社からの取得が可能となる取得条項があるため、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。なお、株価が第11回新株予約権の行使価額未満に低迷している場合は、第11回新株予約権の行使が進まず資金を確保することが十分にできない可能性がございます。

なお、本新株予約権付社債が全部転換され、第11回新株予約権が全部行使された場合、マイルストーン社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることを、ヒアリングにて確認しており、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先として選定することといたしました。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

[その他の資金調達方法の検討]

当社は、この度の資金調達に際して、第三者割当の他、金融機関からの借入、公募増資、ライツ・オファリング、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。間接金融(金融機関からの借入)による資金調達は、当社の現在の業績の状況を踏まえれば、困難と考えられます。また、必要な調達資金全額を借入金によって賄った場合の返済や金利は、短期的なキャッシュ・フローを悪化させる恐れがあります。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数ある直接金融の手法から資金調達方法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及びコミットメント型のライツ・オファリングについては、第三者割当の方法に比べ、時間を要し、調達に要するコストも割高であること、また、過去連続して赤字を計上している当社の業績や無配が続いている現状から引受先を選定することが困難であること及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、株主割当増資、ノン・コミットメント型ライツ・オファリング、及び新株予約権の上場を伴わない新株予約権無償割当による資金調達については、払込みを行うか否かが株主又は新株予約権者の判断となるため、当社の必要とする資金調達を行うことができるか否かが不確定であり、また、第三者割当の方法に比べ時間を要することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権及び新株予約権付社債の発行を組み合わせることで、一度に生じる希薄化の規模を抑制し株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら継続的な運転資金、ボイスコンピューティング事業開発資金及びM & A等のための資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

[本資金調達方法を選択した理由]

当社は割当予定先である大洋システムテクノロジー社と業務提携を進めることを予定しており、更に資本提携としての新株式の引受けと、状況に応じて出資比率を柔軟に対応できる第10回新株予約権の組み合わせで引き受けていただくこととなりました。第10回新株予約権には、業務提携により進めるボイスコンピューティング事業開発の進捗に応じて段階的に資金調達を行うことを可能とし、また、権利行使による株式価値の急激な希薄化を抑制することを目的として、新株予約権の割当日から6か月を経過した日までは全ての新株予約権について権利行使することができず、1年を経過した日までは割り当てられた新株予約権のうち358個については権利行使することができない旨の行使条件を設定しております。

また、当社が本資本業務提携先以外の資金調達候補先に対して求めた点として、()純投資であることの表明と実際に純投資実績を有することに加えて、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、()既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないよう市場株価に留意しつつ新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使を行うこと、()株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、()環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと、()先買権のような将来のファイナンスに制約をもたらす可能性のある条件を一切付さないこと等であります。このような中、資金調達候補の一つであったマイルストーン社との間で協議を重ねた結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達のうち、本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の引受けに応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

原則として、本新株予約権付社債の転換価額及び第11回新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はなく、また、当社の業績・株式市況環境により株価が転換価額及び行使価額を上回らない場合、本新株予約権付社債の転換と第11回新株予約権の行使は行われない可能性が高く、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

流動性の向上

本新株式の発行、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による発行株式総数14,297,171株は、当社発行済株式総数22,284,620株の64.16%（小数点第3位以下を四捨五入して算出しております。）であり、本資本業務提携先以外の割当予定先であるマイルストーン社による本新株予約権付社債の転換及び第11回新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。また、株価が転換価額・行使価額を上回った場合、マイルストーン社は自己の判断で本新株予約権付社債及び第11回新株予約権を転換・行使することができますが、マイルストーン社の当社への投資目的は純投資であり、同社が大株主として長期保有しないことを担保するため、当社発行済株式総数（22,284,620株）の10%（2,228,462株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換及び第11回新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。当該行使条件を付すことにより、当社は、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達を行うことが可能になると考えております。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の20営業日前までに割当予定先に対して取得日の通知を行ったうえで、払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、本社債の金額額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

d. 割り当てようとする株式の数

(1) 株式会社大洋システムテクノロジー

株式会社大洋システムテクノロジーに割り当てる株式の総数は、本新株式1,428,600株と第10回新株予約権の目的である株式5,720,000株の合計7,148,600株であります。

(2) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる株式の総数は、本新株予約権付社債の目的である株式1,428,571株と第11回新株予約権の目的である株式5,720,000株の合計7,148,571株であります。

e. 株券等の保有方針

(1) 株式会社大洋システムテクノロジー

当社は、本新株式及び第10回新株予約権の割当予定先である大洋システムテクノロジー社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、大洋システムテクノロジー社からは本新株式及び第10回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を長期保有する方針である旨、口頭で意向を表明していただいております。

なお、当社は、割当予定先から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(2) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。また、本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

(1) 株式会社大洋システムテクノロジー

当社は、本新株式及び第10回新株予約権の割当予定先である大洋システムテクノロジー社より、同社と同一の株主を有する兄弟会社の完全子会社の預金口座の残高証明書の写しを受領することで平成30年3月5日時点の当該預金口座の残高を確認しました。更に同社より、当該完全子会社から大洋システムテクノロジー社に本新株式及び第10回新株予約権の発行価額の払込み並びに第10回新株予約権の行使価額の払込みに必要な時期までに資金移動することにより資金を確保するとの口頭による説明を受け、同社が本新株式及び第10回新株予約権の引受け並びに第10回新株予約権の行使に係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有しているものと判断いたしました。

(2) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

当社は、マイルストーン社より、預金口座の残高照会書の写しを受領することで平成30年3月22日時点の当該預金残高を確認することにより、本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有していることを確認しております。なお、当社は第11回新株予約権の行使に必要な金額を確認することはできておりませんが、第11回新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。以上より、当社はマイルストーン社が本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の発行価額総額並びに第11回新株予約権の行使に必要な資金の総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先である大洋システムテクノロジー社及びマイルストーン社より、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けており、両社より反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。

また、当社においても独自に専門の調査機関（大洋システムテクノロジー社に対しては株式会社J P リサーチ&コンサルティング（東京都港区）、マイルストーン社に対しては株式会社リアル・レピュテーション・リサーチ（東京都港区））に調査を依頼し、それぞれから、平成30年2月21日付、平成30年3月7日付で調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先である大洋システムテクノロジー社及びマイルストーン社が、本新株予約権付社債及び各新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、本新株式発行による株式については、譲渡制限は設けておらず、割当予定先が本新株予約権付社債及び各新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することについても制限はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、新株式発行に係る取締役会決議日前営業日（平成30年4月5日）のJASDAQにおける普通取引の終値である155円を基準とし、1株140円（ディスカウント率9.68%）といたしました。当該発行価額の決定につきましては、本新株式の発行により生じる希薄化等を勘案しつつ、大洋システムテクノロジー社との本資本業務提携により業績向上が期待できることを考慮し、割当予定先と協議・交渉した結果、上記の条件により発行価額を決定することが合理的であると判断したものです。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均157円に対する乖離率は-11.0%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均160円に対する乖離率は-12.8%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均169円に対する乖離率は-17.0%となっております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（155円）、転換価額（140円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利率（-0.139%）、株価変動性（58.7%）、当社と割当予定先であるマイルストーン社の行動等について一定の前提（当社は基本的には割当先の転換を待つが、株価が転換価額の250%まで上昇した場合は、本新株予約権付社債を取得すること。割当予定先は当社株価が権利転換価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の約7%の範囲で売却すること）を置いて評価を実施しました。

当社は、評価機関による評価結果（新株予約権付社債1個当たり9,850,000円）を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を、当該評価結果を上回る10,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。また、本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日（平成30年4月5日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値である155円を参考とし、1株当たり140円（ディスカウント率9.68%）に決定いたしました。当該転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断したものであります。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均157円に対する乖離率は-11.0%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均160円に対する乖離率は-12.8%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均169円に対する乖離率は-17.0%となっております。

第10回新株予約権

当社は、第10回新株予約権の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮した第10回新株予約権の公正価値の評価を第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（155円）、行使価額（140円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利率（-0.139%）、株価変動性（58.7%）、当社及び割当予定先である大洋システムテクノロジー社の行動等について一定の前提（当社は基本的には割当先の権利行使を待つが、発行の6か月後以降、株価が行使価額の250%まで上昇した場合は、第10回新株予約権を取得すること。割当予定先は当社株価が行使価額を上回っている場合に権利行使が可能となった新株予約権を5個ずつ随時権利行使を行い、取得した株式は長期保有すること。）を置いて評価を実施しました。

当社は、評価機関による評価結果（新株予約権1個当たり2,700円）を基に割当予定先である大洋システムテクノロジー社と交渉した結果、第10回新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価結果と同額である2,700円に、また、行使価額については、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日（平成30年4月5日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値である155円を参考とし、1株当たり140円（ディスカウント率9.68%）といたしました。当該行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断したものであります。

なお、第10回新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均157円に対する乖離率は-11.0%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均169円に対する乖離率は-12.8%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均169円に対する乖離率は-17.0%となっております。

第11回新株予約権

当社は、第11回新株予約権の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮した第11回新株予約権の公正価値の評価を第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（155円）、行使価額（140円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利率（-0.139%）、株価変動性（58.7%）、当社及び割当予定先であるマイルストーン社の行動等について一定の前提（当社は基本的には割当先の権利行使を待つが、発行の6か月後以降、株価が行使価額の250%まで上昇した場合は、第11回新株予約権を取得すること。割当予定先は当社株価が行使価額を上回っている場合に権利行使が可能となった新株予約権を5個ずつ随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の約5%の範囲で売却すること。）を置いて評価を実施しました。

当社は、評価機関による評価結果（新株予約権1個当たり9,800円）を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、第11回新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価結果と同額である9,800円に、また、行使価額については、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日（平成30年4月5日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値である155円を参考とし、1株当たり140円（ディスカウント率9.68%）といたしました。当該行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断したものであります。

なお、第11回新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均157円に対する乖離率は - 11.0%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均160円に対する乖離率は - 12.8%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均169円に対する乖離率は - 17.0%となっております。

以上のことから、本新株式の発行価額、本新株予約権付社債の発行価額及び転換価額、並びに本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、これらの発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を 借入金返済、運転資金、ボイスコンピューティング事業開発資金及びボイスコンピューティング事業開発のためのM & A等の資金に充当し、事業の拡大を図るといふ今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員(内2名は社外監査役)から、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。当該意見においては、本新株式の発行価額は、当社株式の価値を客観的に反映した市場株価を基準にしており、不合理な点はないこと、ディスカウント率については日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして特に有利な払込金額に該当するものではないことに加え、本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが、本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換価額・行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は1,428,600株(議決権数14,286個)であり、当社の発行済株式総数(平成30年3月31日現在、以下同じ)22,284,620株に対して6.41%(当社議決権総数222,827個に対しては6.41%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は1,428,571株(議決権数14,285個)であり、当社発行済株式総数に対して6.41%(議決権総数に対して6.41%)、第10回新株予約権の行使による発行株式数は5,720,000株(議決権数57,200個)であり、発行済株式総数に対して25.67%(議決権総数に対しては25.67%)、第11回新株予約権の行使による発行株式数は5,720,000株(議決権数57,200個)であり、発行済株式総数に対して25.67%(議決権総数に対しては25.67%)であり、本資金調達による希薄化の合計は64.16%(議決権ベースで64.16%)であります。そのため、今回の第三者割当は、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。

当社としましては、中長期的に企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、純資産の充実という観点から、純資産を早期に回復するため、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるよう、決定したものであります。また、本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社のこれまでの実績によれば、マイルストーン社は割り当てられた新株予約権等の行使を順調に行っており、また、第11回新株予約権は一定の条件下で当社の取得が可能となる取得条項があるため、第11回新株予約権の行使が促され資金確保を進めることができると考えております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。また、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、いずれも1株当たり140円であります。これは平成29年3月期の1株当たり連結純資産である57.37円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が強化され、1株当たり連結純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。加えて、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日までの未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。

また、マイルストーン社につきましては、純投資目的での引受けを表明しており、当社の株価動向に応じて投資資金の回収を図るために本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を行い、当社株式を売却することとなります。当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は227,843株となっており、一定の流動性を有しておりますが、本新株予約権付社債及び第11回新株予約権が全て転換又は行使された場合の最大交付株式数は7,148,571株となります。本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の行使期間である2年間(492営業日で計算)にわたって平均的に転換・行使、売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は14,530株となり、

上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の6.4%となっております。また、市場での流通する当社株式が増加することで株式流動性が高まり、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

上記のとおり、本第三者割当は既存株主の皆様に対しては一定の希薄化は伴いますが、財務基盤の改善、成長投資を行うことによる売上拡大及び運転資金の確保等が見込まれ、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は将来にわたる当社の収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、資本業務提携先である大洋システムテクノロジー社との間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めております。具体的には、後記「4 大規模な第三者割当に関する事項」をご参照ください。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、大規模な株式発行による希薄化というリスクを考慮し、慎重に検討いたしました。本資金調達の内容は、大洋システムテクノロジー社を割当先とする本新株式の発行株式数は1,428,600株、第10回新株予約権の行使による発行株式数は5,720,000株であり、マイルストーン社に割当てる本新株予約権付社債の転換による発行株式数は1,428,571株、第11回新株予約権の行使による発行株式数は5,720,000株であり、本新株式、本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権による希薄化の合計は、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数22,284,620株に対し64.16%（同日現在の当社議決権総数222,827個に対しては64.16%）と25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社大洋システムテクノロジー	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	-	-	7,148,600	19.54%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	-	-	7,148,571	19.54%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	547,000	2.45%	547,000	1.50%
長屋 正宏	大阪府吹田市	381,200	1.71%	381,200	1.04%
斉藤 和伸	東京都練馬区	352,800	1.58%	352,800	0.96%
千本 倅生	東京都大田区	290,000	1.30%	290,000	0.79%
杉山 岳	東京都千代田区	261,437	1.17%	261,437	0.71%
村田 利文	札幌市中央区	233,700	1.05%	233,700	0.64%
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	230,764	1.04%	230,764	0.63%
青木 仁人	東京都練馬区	228,000	1.02%	228,000	0.62%
計	-	2,524,901	11.33%	16,822,072	45.99%

(注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月31日現在の発行済株式総数に、大洋システムテクノロジー社に割当てる本新株式及び第10回新株予約権の目的である株式の総数7,148,600株（議決権71,486個）並びにマイルストーン社に割当てる本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の目的である株式の総数7,148,571株（議決権71,485個）を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社グループは、平成28年2月12日付「新経営方針について」で発表したとおり、「コミュニケーション・プラットフォームの提供」及び「ネットとリアル融合」の事業拡大方針を掲げ、M&A等を積極的に活用して事業を進めてまいりました。また、当社グループは、平成28年5月16日付「会社分割による持株会社体制への移行、商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」で発表したとおり、平成28年8月1日を効力発生日として持株会社体制に移行しており、上記のとおり、組織再編に加えてM&A等も進めたことにより、様々な事業を営む子会社を有するグループとなっております。

また、当社グループは、長年の技術開発により、音声や映像のメディア処理やIP電話のコア技術を保有し、様々なコミュニケーション・プラットフォームを、通信事業者や国内大手メーカーに提供してまいりました。更に、M&A等を積極的に推し進めることにより、グループとして様々なノウハウを獲得すると共に、格安SIMサービス『ロケットモバイル』を提供するMVNO事業をグループの提供事業の一部とするなど、IoT分野への対応も通信サービスとソフトウェア提供の両面から積極的に対応しております。

当社は、平成29年2月13日付「子会社（株式会社筆まめ）の株式譲渡に関する基本合意のお知らせ」で発表したとおり、株式会社筆まめの全株式の譲渡を行い、また、平成29年12月27日付「子会社（株式会社グッドスタイルカンパニー）の株式の一部譲渡に関するお知らせ」で発表したとおり、株式会社グッドスタイルカンパニーの一部株式の譲渡を行いました。かかる株式譲渡について当社が受領した代金については、M&A等実施後のグループ体制、M&Aにより取得した子会社の体制の整備その他様々な整備、並びにM&A等実施後の「コミュニケーション・プラットフォームの提供」及び「ネットとリアル融合」の事業展開に係るソフトウェア開発等に既に全額充当しております。当社は、新たな「コミュニケーション・プラットフォームの提供」及び「ネットとリアル融合」に係る事業についてソフトウェア開発等に投資を行ってきたものの、いずれも技術的に新しい事業分野であるため、需要の喚起・顕在化には時間がかかることもあり、当初想定していたよりも事業展開に一定の時間を要して

おり、現時点において、利益を計上するには至っておりません。また、当社は平成24年3月期以降、最終利益が赤字となっており、足元の運転資金が不足しておりました。そこで、当社は、平成30年3月30日に本資金調達の割当予定先の一つであるマイルストーン社から2億円の借入を行い、足元の運転資金を確保いたしました。今後、事業を安定的に展開するためには、まずは足元の運転資金への不安を払しょくすることが急務であります。

また、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 割当予定先を選定した理由 株式会社大洋システムテクノロジー」に記載のとおり、当社は、大洋システムテクノロジー社との間で本資本業務提携を行うことを決議しております。

以上のような状況に鑑み、当社は運転資金及びボイスコンピューティング事業開発への取組みを実行する資金を獲得するため、本資金調達を行うことを決定いたしました。

当社は、調達される資金を借入金返済、運転資金、ボイスコンピューティング事業開発資金及びボイスコンピューティング事業開発のためのM & A等の資金に充当して、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、本資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株式、本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権による株式の総株式発行数は14,297,171株(議決権数142,971個)であり、平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数22,284,620株(議決権数222,827個)に対して、64.16%の割合(議決権数における割合で64.16%)で希薄化が生じることとなります。

当社取締役会において慎重に審議を重ねてまいりましたが、このような大規模な希薄化は伴うものの、財務基盤の改善、成長投資を行うことによる売上拡大及び運転資金の確保等が見込まれ、本新株式、本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行は、将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、資本業務提携先である大洋システムテクノロジー社との間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株式、第10回新株予約権の発行は、既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えております。以上の理由から、今回の調達による発行数量及び株式の希薄化の規模においては合理的であり、かつ必要性は高いと判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株式、本新株予約権付社債、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを行っております。具体的には、当社の社外監査役である阿部貢氏及び川崎晴一郎氏、当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である高田剛氏(和田倉門法律事務所 弁護士)の3名で構成する第三者委員会(以下、「本委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当による、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めました。当社は、本委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、調達の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の用途及び支出予定時期、割当先の選定理由、株式希薄化の規模、今後の業績への影響の見通し並びにその他必要と思われる事項と、本委員会からの質問事項に対して可能な限り詳細に説明を行い、本委員会はこれを踏まえて慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当社は本委員会から、本第三者割当の必要性及び相当性については、次に掲げる理由により、一定の必要性及び相当性が認められるとの意見書を平成30年4月5日付で入手しております。

その概要は以下のとおりであります。

<本委員会による意見の概要>

・本資金調達の必要性

大洋システムテクノロジー社との資本業務提携の合理性

大洋システムテクノロジー社との間の本資本業務提携の内容は、当社の意図する事業展開と合致するものであり、同社の出資比率については、当社の経営の独自性、独立性に影響を及ぼさず、かつ同社が当社の20%程度の長期的な安定株主として位置していくことが想定されたものであるから、本資本業務提携は、当社の中長期的な企業価値を高める観点からも、著しく不合理なものとはいえない。

資金調達等の必要性

当社の収益状況は、数年来赤字が続いており、足元の運転資金すら枯渇している状況で、資金調達をすることなく大幅な積極投資を行うことは困難であり、また、早期の抜本的な改善は見込めないと考えられる。以上から、当社が計画している施策を実施するために一定の事業資金の調達が必要な状況にあると認められる。

必要資金の調達方法について

大洋システムテクノロジー社との本資本業務提携については、同社に対する新株及び新株予約権による第三者割当によるのが合理的であることは言うまでもない。株主割当増資・公募増資や、銀行借入れによる資金調達なども考えられるが、間接金融（金融機関からの借入）による資金調達は、当社の現在の業績の状況を踏まえれば、困難であり、また、公募増資及び株主割当増資は、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株予約権等の発行より割高であることはもちろん、当社の現状の財務内容を考えると適当でないとの判断は合理性があると認められる。また、マイルストーン社に対する第11回新株予約権の第三者割当は、資金調達における当社の目的に合致しており、株式価値の希薄化への配慮、流動性の向上、資金調達の柔軟性の点においても、他の資金調達手段に比して優位であると思料される。これらの状況に鑑みれば、本資金調達は、なお適切な資金調達方法と考えられる。

本資金調達の相当性

使途の合理性

借入金返済については、当社においては、業績面において金融機関から多額の融資を受けることが困難な状況にあるなかで行なったマイルストーン社からの200百万円のつなぎ融資を返済するものであり、不合理な点はないと考えられる。

運転資金については、当社の安定的な事業運営を確保するための運転資金として405百万円の調達を見込むことに不合理な点はないと考えられる。

ボイスコンピューティング事業開発資金については、当社の事業拡大のための3年分の開発投資資金として400百万円の調達を見込むことに不合理な点はないと考えられる。

ボイスコンピューティング事業開発のためのM & A等の資金については、M & A等の目的、効率性、想定する規模や対象会社数を踏まえれば、980百万円の調達を見込むことに不合理な点はないと考えられる。

各施策の実施は当社の業績拡大のために必要な取組みとして評価することができ、特段不合理なものとする点は見当たらず、目論見のとおり各施策が推進され、順調に成果が得られた場合には、当社の今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上に資することが見込まれるものと考えられる。

これらの状況に鑑みれば、本資金調達による調達資金の使途に関する判断に不当性は認められず、その使途は合理的であると認められる。

割当予定先の合理性

割当予定先の選定理由、割当先の保有方針及び資金手当の確実性について特段不合理な点は見当たらず、また、反社会的勢力との関係でも特段問題点は見当たらない。これらの状況に鑑みれば、各割当予定先を本資金調達の割当先としようとすることは合理的であると判断される。

本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の合理性

）本新株式の払込金額の合理性

大洋システムテクノロジー社に対する本新株式の発行にかかる払込金額は、当社の取締役会決議の直前日の市場価額を基準として約10%ディスカウントするものであるが、同取締役会決議から払込期日までは14日以上の間が空き、その間、市場価格が下落するリスクがあること、本資金調達による最大希釈化率からすると、同取締役会決議以降、当社株式の市場株価が下落する可能性を想定することも不合理とはいえないこと、当社にとっての資金調達の必要性、及び本資本業務提携の合理性、従前の当社と同社との間の協議の経緯、並びに取締役会決議日の前営業日の終値を用いるべきではない特段の事由も見当たらないことからすると、上記払込金額も、公正な払込金額であると認められ、特に有利な金額には該当しないと見料する。

）本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込金額の合理性

本新株予約権及び本新株予約権付社債の公正な評価額の算定にあたって前提とされた各要素に特段不合理な点はなく、また、第三者評価機関の株式会社プルートス・コンサルティングの評価額は合理的なものであると思料される。これにより、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権1個あたりの払込金額は、いずれも、同社が合理的に算定した評価額と同額がそれ以上の額であるから、特に有利な金額には該当しないと見料する。

発行数量の合理性

本資金調達によって、既存株主の株式持分及び議決権比率が相当程度低下し、また、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益が低下するおそれがあるが、当社は、厳しい経営環境の中で収益力を高めて行くことを目指しており、そのために必要な運転資金を確保することが必要であること、これらを賄うための本資金調達による株式の希釈化は、既存株主の保有している株式の経済価値を必ずしも毀損するものではなく、合理性を有しているものと評価できる。また、当社の最近の財務状態では、これらの資金の調達に金融機関からの借入れを受けることは難しい状況にある。他方、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使を促進することができれば、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることも不可能ではない。そして、本新株予約権が行使された場合に

調達される資金を、当社が各施策の実施に有効に活用することができれば、理論上、1株当たり当期純利益の改善が図られることが期待される。

以上を総合的に勘案すると、本資金調達による株式の希釈化は、既存株主の保有している株式の経済価値をただちに毀損するものとはいえず、合理性を有しているものと考えられる。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）（有価証券報告書の訂正報告書を含む。）及び四半期報告書（第21期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）の提出日（平成29年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成29年6月28日提出の臨時報告書）

1．提出理由

平成29年6月23日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の3,244万株から8,900万株に変更するものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

佐藤健太郎、佐藤和紀及び安田浩の3氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

阿部貢及び川崎晴一郎の両氏を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	94,788	23,968	-	(注)1	可決(77.93%)
第2号議案 取締役3名選任の件					
佐藤 健太郎	112,501	6,250	-	(注)2	可決(92.49%)
佐藤 和紀	112,848	5,903	-		可決(92.78%)
安田 浩	112,457	6,294	-		可決(92.46%)
第3号議案 監査役2名選任の件					
阿部 貢	112,548	6,204	-	(注)2	可決(92.53%)
川崎 晴一郎	112,411	6,341	-		可決(92.42%)

- (注)1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(222,828個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(222,828個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席議決権数は、平成29年6月22日午後5時15分までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計であります。
4. 賛成率の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

平成29年6月22日午後5時15分までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

(平成29年9月22日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、平成29年9月22日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数
代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
阪口 克彦 (昭和29年8月16日生)	取締役	代表取締役社長	平成29年11月1日	46,371株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

なお、この異動に伴い、代表取締役副社長の佐藤健太郎が代表取締役社長に就任することを決議しております。

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
佐藤 健太郎 (昭和45年4月26日生)	代表取締役社長	代表取締役副社長	平成29年11月1日	6,297株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第20期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年6月26日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成30年2月26日(注)	10	3,989,376	10	3,849,355

(注) 第9回新株予約権の権利行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第20期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年7月10日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月23日

株式会社ソフトフロントホールディングス

取締役会御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

山本 公太

印

業務執行社員

公認会計士

井上 道明

印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントホールディングス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失672,846千円、経常損失673,152千円、親会社株主に帰属する当期純損失665,966千円を計上し、6期連続の営業損失の計上となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月11日付でソースネクスト株式会社に、連結子会社である株式会社筆まめの会社保有株式の全てを譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトフロントホールディングスの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソフトフロントホールディングスが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成平成28年11月14日付の株式取得により連結子会社となった株式会社グッドスタイルカンパニーの財務報告に係る内部統制について、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断して、期末日現在の内部統制評価から除外している。これは、株式取得が当事業年度の下期に行われており、会社の規模等から内部統制の評価には相当の期間が必要であったことによる。

2．会社は、内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、平成29年5月11日付で株式会社筆まめの株式を譲渡し、同日付で同社は会社の子会社ではなくなっている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

株式会社ソフトフロントホールディングス

取締役会御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山本 公太 印

業務執行社員 公認会計士 井上 道明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントホールディングスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失360,443千円、経常損失364,903千円、当期純損失471,171千円を計上し、6期連続の営業損失の計上となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月11日付でソースネクスト株式会社に、連結子会社である株式会社筆まめの会社保有株式の全てを譲渡している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月13日

株式会社ソフトフロントホールディングス

取締役会御中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 山 本 公 太 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 道 明 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントホールディングス及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、営業損失672,846千円、経常損失673,152千円、親会社株主に帰属する当期純損失665,966千円を計上し、6期連続の営業損失を計上している。当第3四半期連結累計期間においても、営業損失662,283千円、経常損失606,163千円、親会社株主に帰属する四半期純損失843,767千円を計上しており、このような損失計上が継続すれば今後の手元流動性の確保に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。